

## 福崎町事業者支援事業のご案内 (原油価格等高騰対応分)

コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金の高騰により、経営に深刻な影響を受けている事業者に対し、事業者支援事業(原油価格等高騰対応分)補助金を交付します。

### 対象事業者及び対象経費

<p>対象事業者</p>	<p>1. 町内に事業所を置く小規模事業者(①または②)</p> <p>①法人の場合:町内に本社を有する法人</p> <p>②個人事業主:町内で事業を営んでいる者(農業者含む)</p> <p>※小規模事業者とは中小企業基本法第2条の規定によるもの(下表参照)</p> <p>2. 上記1以外の者で、福崎町商工会員であって、町内に事業所を有する者</p> <p>3. 町内の農林水産団体(営農組合等)</p> <p>【中小企業基本法第2条の規定に基づく小規模事業者】</p> <table border="1" data-bbox="432 1160 1318 1373"> <thead> <tr> <th>業種分類</th> <th>中小企業基本法の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業・ 下段を除くその他の事業者</td> <td>20人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td>卸売業・サービス業・小売業</td> <td>5人以下の会社及び個人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注意:1, 2, 3共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も事業を継続する意思がある者</li> <li>・給与等の主たる収入がある場合など、副業は対象外</li> <li>・税法上の被扶養者や事実上扶養されている者は対象外</li> <li>・町税に滞納がない者</li> </ul>	業種分類	中小企業基本法の定義	製造業・建設業・運輸業・ 下段を除くその他の事業者	20人以下の会社及び個人	卸売業・サービス業・小売業	5人以下の会社及び個人
業種分類	中小企業基本法の定義						
製造業・建設業・運輸業・ 下段を除くその他の事業者	20人以下の会社及び個人						
卸売業・サービス業・小売業	5人以下の会社及び個人						
<p>対象経費</p>	<p>1. 燃料費(ガソリン・灯油・軽油・重油)、電気代、ガス代</p> <p>2. 令和4年1月1日から令和4年11月30日までのうち、<u>任意の6か月</u>の各使用量の合計に下記価格を乗じた額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料費(ガソリン・灯油・軽油・重油) 23円/ℓ</li> <li>・電気代 4円/kWh</li> <li>・ガス代 70円/m<sup>3</sup></li> </ul> <p>※2で算出した額が1万円以下の場合、対象となりません。</p>						

## 補助金額

補助金額	対象経費の額（1事業者につき <u>上限10万円・千円未満切り捨て</u> ） ※複数事業所・複数業種の経営者でも <u>1事業者とし1回を限度</u> とする。
------	--

## 申請について

申請期間	<b>令和4年7月11日(月)から令和4年12月26日(月)まで</b> ※郵送必着
申請書類	①福崎町事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書 ②確定申告書のコピー ・法人の場合 直近の法人税の確定申告書別表一の控え ・個人事業主 令和3年分の所得税の確定申告書第一表の控え ③納税証明書(指定様式) ※役場税務課で発行、要手数料 300 円 ④申請者と同一名義の口座番号・名義が分かる預金通帳の見開きページのコピー ⑤事業所の外観写真(※看板など、事業所と分かる写真) ⑥燃料等使用量及び使用額が確認できるもの(領収書・帳簿の写し等) ⑦本人確認ができるもの(個人事業主の方のみ) ・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証のいずれかのコピー ◆すべての提出書類はA4サイズに揃えて、記名・押印してください。
申請受付 場所・方法 お問合せ先	【提出先】 福崎町役場 地域振興課（平日 8:30～17:15） TEL 0790-22-0560(代表) ※郵送可（〒679-2280 福崎町南田原 3116-1 地域振興課宛） 「福崎町事業者支援事業 申請書類在中」

\* 申請書様式は、地域振興課で配布しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

